

---

---

放送人権委員会決定 第75号  
「一時金申請に関する取材・報道に対する申立て」  
— 見 解 —

---

---

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

# 「一時金申請に関する取材・報道に対する申立て」 に関する委員会決定 — 見 解 —

申立人 札幌市在住の男性  
被申立人 札幌テレビ放送株式会社

苦情の対象となった番組

『どさんこワイド179』

放送日 2019年4月26日（金）  
放送時間 午後3時48分～午後7時00分のうち  
午後6時54分から約2分間（ローカル）

【決定の概要】	2ページ
本決定の構成	
I 事案の内容と経緯	4ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	4ページ
2. 本件放送の内容	4ページ
3. 論点	5ページ
II 委員会の判断	6ページ
1. 背景となる事情	6ページ
2. 人権侵害の有無	7ページ
3. 放送倫理上の問題	9ページ
III 結論	14ページ
IV 放送概要	15ページ
V 申立人の主張と被申立人の答弁	17ページ
VI 申立ての経緯及び審理経過	19ページ

## 【決定の概要】

札幌テレビは、2019年4月26日（金）夕方のニュース『どさんこワイド179』において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という）に基づく北海道初の一時金支給申請者として、申立人による申請の様子を伝えた（以下「本件放送」という）。

申立人は、本件放送について、一時金申請を希望していなかった申立人に対し、札幌テレビのA記者が申請するよう働きかけた結果、不本意な申請をすることになり、これを広く報道されたことで名誉が毀損されたなどと人権侵害および放送倫理上の問題があったと主張して、本件申立てを行った。一方、札幌テレビは、信頼関係があったからこそ可能となった放送であり、取材と報道は公正なものと反論した。委員会は、審理のうえ、名誉毀損等の人権侵害はなく、放送倫理上の問題も認められないと判断した。

申立人は、旧優生保護法に基づいてかつて強制不妊手術を受けた被害者として、国家賠償を求める旧優生保護法被害者訴訟を提起している原告の一人である。

まず、名誉毀損について、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準とすれば、本件放送が報じたのは、新たに成立した一時金支給法に基づいて申立人が申請したという合法的な行為の紹介であり、これによって申立人の社会的評価は低下しない。また、本件放送は、申立人の複雑な心境や悩みまで浮き彫りにし、国に対する批判的なナレーションもまじえるなど申立人のような被害者の立場に寄り添った視点で構成されたものであって、申立人が一時金支給法の内容について批判的見解を有していたことを知る視聴者の観点を前提として検討した場合であっても、やはり社会的評価を低下させるものではない。よって、本件放送による名誉毀損は成立しない。

次に、放送倫理上の問題について検討した。仮に、報道機関として報道したいと考える内容にあわせるよう事実を歪めたり、本来であれば存在しなかった事実を作出したりすることがあれば、問題がある。本件に即せば、当初の取材意図に固執するあまり、申立人に自己の意思に反して一時金申請を行わせるようA記者が働きかけた事情がもしもあれば、正当な取材活動を逸脱したものとして放送倫理上問題が生じる。また、その際、国家賠償請求訴訟との関連で一時金申請に伴う利害得失について訴訟弁護団の助言を受ける機会を申立人から奪うような言動がA記者にあったとすれば、放送倫理上の問題にかかわるだろう。しかし、文書とヒアリングにおける双方の主張を踏まえると、申立人による一時金申請は、申請が時期的に可能になったことをA記者から伝えられたことを契機としているものの、A記者との電話の後に申立人自ら北海道庁に電話し担当者から一時金支給法と裁判は関係ないとの説明を受けたことを理由として、一時金申請をする意思を抱いたと考えられる。この間A記者が、申立人が

弁護団に相談するのを妨げる言動なども認められない。電話翌日の同行取材が決まったのも申立人の方からA記者に電話をかけたことを契機としている。また、申立人は、本件放送によって報じられた一時金申請の後、同年5月に申請を一旦取り下げたものの、2020年2月には、弁護団の助けを借りて再び申請をしている。したがって、これらの事実経過に照らすならば、申立人の意思に反して一時金申請を行わせるようA記者が働きかけて翻意させたとか、訴訟弁護団から助言を受ける機会を奪ったとか、それ以外にも事実を歪めたりありもしない事実を作出したりしたと評価すべき行き過ぎた取材があったとまでは言えないと委員会は判断する。

よって、放送倫理上の問題も認められない。

# I 事案の内容と経緯

## 1. 放送の概要と申立ての経緯

札幌テレビは2019年4月26日の『どさんこワイド179』内のニュースで、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という）に基づいて一時金の申請を行った男性を取り上げた。ニュース内では男性が自宅で申請書類を記入し、北海道庁で申請の手続きをするなどの場面が放送された。この男性は、旧優生保護法被害者北海道訴訟の原告の一人である。

この放送に対して、取材された男性とその代理人は、記者が申請のための請求書を取り寄せ、必要な書類の準備を指示するなど、「一時金申請を希望していなかったのに、記者が申請するよう働きかけた」と主張した。また、事前に訴訟弁護団に相談する機会を与えず「申立人が代理人である弁護団の法的助言・援助を受ける権利・利益を侵害した」として、放送内容の訂正と謝罪を求めて申立書を提出した。

これに対して札幌テレビは、記者との信頼関係があったからこそ可能となった取材であり、「社内検証の結果、報道の内容は公正で、取材手続きも適正である」と反論した。

申立ては2019年6月に行われ、同年12月開催の第276回委員会で審理入りが決めたが、その後新型コロナウイルス感染症のため日程が遅延した。さらに高齢の申立人に配慮し、第283回委員会を北海道で開催し、そこでヒアリングを行った。

## 2. 本件放送の内容

このニュースは一時金支給法が施行された2日後の4月26日に夕方のニュース番組『どさんこワイド179』で記者リポートの形で放送された。スタジオ部分を入れて2分強。スタジオでのタイトルは「優生保護法被害者男性 複雑な思い抱え」。VTR部分には終始右肩に『『金で済む問題ではない』被害者複雑な思い』とスーパーが表示される。

取材の対象は、旧優生保護法被害者北海道訴訟の原告の一人で札幌に住む男性（放送では実名）。スタジオのリードに続き、この男性が自宅で申請書類を記入しているシーン。ここでのインタビューで男性は「裁判は続けるが、区切りのため申請をする」と語る。

その後、国会のシーンが挿入され、旧優生保護法に基づいた強制不妊手術の被害者

を救済する法律が成立、施行されたことが紹介される。

次のシーンでは、男性が北海道庁に出向き、車を降りて担当部署に向かい、申請の手続きをする。手続きそのものは撮影されていないが、申請を終えて出てきた男性は「当時のことを思い出すとシュンとする。お金で済む問題ではないが仕方ない」と語る。そのあとに道庁の担当者のインタビューが入る。

続いて映像は国会での法案成立のシーンにもどり、「お金を払って幕引きをはかろうという国。しかし、被害を受けた人たちは国による謝罪を求めています」というコメントでしめている。

### 3. 論点

委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

#### ○権利侵害の有無

##### ・名誉毀損の成否

本件放送の摘示事実はなにか

摘示事実は申立人の社会的評価を低下させるか

公共性、公益性、真実性・相当性

##### ・法律専門家による援助を受ける機会を与えない不利益を与えた権利侵害

#### ○放送倫理上の問題

取材方法の適切性、記者による申請働きかけの有無とその影響

## II 委員会の判断

### 1. 背景となる事情

申立人は、旧優生保護法に基づいて、かつて強制不妊手術を受けた被害者として、国家賠償を求める旧優生保護法被害者訴訟を提起している原告の一人である。本件放送は、「一時金支給法」に基づく一時金支給の北海道における最初の申請として、申立人による申請の模様を報じたものである。

本件を検討するにあたって、一時金支給法の成立と、同法に対する上記訴訟弁護団及び申立人の見解について、背景となる事情として簡単に触れておく。

#### (1) 一時金支給法の成立

2019年4月24日、一時金支給法が成立し、同日施行された。一時金支給法は、「昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた」（前文）ことを踏まえて、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定める」法律である（1条）。一時金の額は320万円とされ（4条）、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、厚生労働大臣が支給を受ける権利の認定を行い、認定を受けた者に対し、一時金を支給する（5条1項）。

一時金支給法の国会での法案審理において、この法案が係属中の国家賠償請求訴訟に影響することはないのかという質問に対し、政府参考人は、「今回の法案と訴訟とは別でございまして、今回の法案によりまして損害賠償請求等に影響を与えることは、請求そのものに影響を与えることはないというふうに承知をいたしております。」と答弁している（第198回国会 参議院 厚生労働委員会 第4号2019年4月23日）。

#### (2) 弁護団及び申立人の見解

一時金支給法に対し、全国優生保護法被害弁護団は、2019年4月24日付で声明を発表し、法律の成立を被害回復に向けての第一歩と評価して歓迎する一方、国による謝罪が明記されていないこと、一時金が被害の実態に見合わない低額であることなどを問題点として指摘した。

法案成立に先立つ同年3月15日付北海道新聞（朝刊）は、「国謝罪なし『納得でき

ぬ』強制不妊救済法案 道内の原告憤り」という見出しの記事により、法案に対する申立人の発言を实名入りで紹介している。それによれば、申立人は、「国の謝罪も明記されておらず納得できない。裁判で勝ち取りたい」、「旧優生保護法があったから、手術を受けさせられた。国が作った法律が、すべての大本だ」、(旧優生保護法の違憲性や国の責任を明確にしていない点について)「私の気持ちとかけ離れている。国にはきちんと謝ってもらいたい」、「金額は問題ではないが、一生子どもを作れない体にしたという人権問題を国が軽く見ていると思わせる内容だ」と発言したと報じられている。

## 2. 人権侵害の有無

### (1) 名誉毀損の成否

申立人は、一時金申請を希望していなかった申立人に対し、札幌テレビの記者（以下「A記者」という）が申請するよう働きかけた結果、申立人が不本意な申請をすることになり、これを広く報道されたことで申立人の名誉が毀損されたと申立書において主張している。そこで、本件放送による名誉毀損の成否について検討する。

#### ア 一般視聴者を前提とした検討

テレビ放送をされた報道番組の内容が人の社会的評価を低下させるか否かについては、新聞記事等の報道の場合と同様に、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準として判断すべきである。そして、テレビ放送をされた報道番組によって摘示された事実がどのようなものであるかという点についても、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断するのが相当である（当委員会決定第39号「徳島・土地改良区横領事件報道」ほか、最高裁第一小法廷2003年10月16日判決「テレビ朝日ダイオキシン報道事件」参照）。

本件放送の概要は本決定「I-2、本件放送の内容」のとおりであり、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方とを基準とすれば、本件放送が報じたのは、旧優生保護法に基づいて強制的な不妊手術を受けさせられた被害者に対する救済として一時金支給法が成立・施行されたことを受けて、申立人が同制度に基づく申請をしたというものである。つまり、新たに成立した法律上の制度を申立人が利用したという合法的な行為の紹介であり、これによって申立人の社会的評価が低下することはない。

この点に関連して、申立人は、A記者の働きかけにより、申立人が不本意な申請をすることになった点を強調する。しかし、テレビ放送による名誉毀損の成否は、あくまでも放送された内容の評価によって決まるのであって、札幌テレビによる働きかけの有無や申立人が不本意であったか否かといった事情とは関係がない（なお、



申立人が主張するこの点については、名誉毀損の問題としてではなく、放送倫理上の問題として後記3で検討する)。

#### イ 申立人の見解を知っていた視聴者を前提とした検討

申立人は、「一時金支給法の内容について疑問を呈していた申立人の名誉、信用が毀損された」とも主張している。この申立人の主張は、「疑問を呈していた」申立人の主観面に注目しているようにもとれるが、一時金支給法について申立人が疑問を呈していたことを知っていた視聴者の観点からは申立人の社会的評価は低下するという意味の主張であると考えることができる。

上記アでは一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準としたが、たしかに、市井の人々にとっては、自分の身の回りの人々や、自分のことを知っている人々から自分がどのように評価されるかが重要な意味を持つ。それゆえ、そのような一定の人々の観点を基準にした場合に名誉毀損が成立するか否かも検討するのが妥当である。この点、人物の同定という問題に関するものであるが、一定範囲の人に同定されれば人権侵害は成立しうると判断したものとして、当委員会決定第58号「ストーカー事件再現ドラマへの申立て」などがある。

そこで、そのような観点を踏まえて本事案を検討すると、上記「1. 背景となる事情」で述べたとおり、本件放送に先行して、申立人の実名入りの新聞報道もあったことから、一時金支給法案に対して申立人が批判的見解を有していたことを知っていた視聴者（以下「特定視聴者」という）が一定数いたと想定できる。それらの特定視聴者にとって、本件放送は、申立人が従来批判していたはずの一時金支給法に基づく申請制度を利用したと伝えたことになるため、申立人をお金のために自分の信念ないし考えを変更する人物と受け止められる可能性はある。その場合、本件放送は申立人の社会的評価を低下させることになる。

しかし、次の理由から、特定視聴者の観点を前提として検討した場合であっても、本件放送による申立人の社会的評価の低下は認められないと当委員会は判断する。

すなわち、本件放送は、単に申立人が一時金を申請したことを報じただけでなく、冒頭で申立人の「複雑な思い」をナレーションで伝え、申立人の言葉としても「裁判は続けていきたいけど、これはこれで区切りを付けて一つずつやっていかないと」という発言を紹介し、最後に、「お金を払って幕引きを図ろうとする国。しかし、被害を受けた人たちは国に謝罪を求めています」という国に対する批判的ナレーションで締めくくっている。このように、本件放送は、申立人のような被害者の立場に寄り添った視点で構成されており、申請制度を利用する申立人の複雑な思いも報じている。そのため、一時金支給法に批判的態度をとりつつも一時金を申請することの複雑な心境や悩みを描きだしているのであって、特定視聴者による視聴を

基準にした場合であっても、それらの人々にとって申立人の立場は了解できるものとして受け取られると考えられる。したがって、本件放送は、申立人の社会的評価を低下させるものではない。

以上より、特定視聴者を基準にした場合であっても、本件放送が申立人の社会的評価を低下させることはない。

#### ウ 名誉毀損の成否に関する結論

以上のとおり、本件放送が申立人の社会的評価を低下させることはないから、本件放送による名誉毀損は成立しない。

#### (2) 法律専門家による法的助言・援助を受ける権利・利益の侵害

申立人は、一時金申請を希望していなかった申立人に対して、A記者が申請するよう働きかけ、申立人が不本意な申請をすることになった結果、申立人が法律専門家による法的助言・援助を受ける権利・利益を侵害されたと主張する。

この主張は、当委員会運営規則第5条(3)項に規定する「放送前の番組にかかわる事項および放送されていない事項」に該当する。同項に該当する事項は、当委員会では原則として取り扱わず、事案によって当委員会の裁量によって取り扱うことができる事項と位置づけられている。

この点に関する申立人主張は、A記者が申立人に申請するよう働きかけたために申立人が不本意な一時金申請をすることになったという申立人主張と密接にかかわるものである。そのような働きかけの有無については、放送倫理上の問題としてこの後に検討するので、当委員会は、「法律専門家による法的助言・援助を受ける権利・利益の侵害」という問題としては特に取り扱わないこととする。

#### (3) 人権侵害の有無に関する結論

以上のとおり、本件放送による人権侵害は認められない。

### 3. 放送倫理上の問題——記者による申請働きかけの有無

これまでも指摘してきたとおり、申立人は、A記者が申立人に申請するよう働きかけたために申立人が不本意な一時金申請をすることになったと主張している。仮に、事実を報道するという枠組みを超えて、報道をするために本来であれば存在しなかった「事実」を作出したなどの事情があれば、放送倫理上の問題が生じるであろう。そこで、以下、この点について検討する。

### (1) 申立人の主張の概要

申立人は、一時金申請について批判的意見を有しており、一時金申請を予定していなかったが、A記者の働きかけにより不本意ながら一時金を申請することになった。

A記者は、一時金支給法が成立・施行された2019年4月24日の翌日である同25日に申立人に電話をかけ、「裁判と一時金とは関係ない」と申立人に伝え、申立人のために申請書類を用意したうえ、申立人に必要書類を指示し、申請当日にはタクシーで申立人宅まで行き、申立人を乗せて北海道庁に連れていくなどしている。このような行為は取材の範疇を超えており、取材の名を借りて自身の意図する行動を申立人にとらせて報じたものである。旧優生保護法の被害者の多くが同意によって優生手術をさせられたように、本人の「同意」は真意に基づく必要がある。

札幌テレビの行為は、「報道は事実をまげないですること」と規定する放送法第4条1項3号、「ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない」と定める日本民間放送連盟放送基準第6章(32)、札幌テレビ番組基準第6章(32)などに違反しており、放送倫理違反がある。

### (2) 札幌テレビの主張の概要

A記者が、一時金申請を希望していなかった申立人に働きかけて申請をさせたという事実はない。

A記者は、2019年4月25日に申立人に電話をしたが、それは、一時金申請の受付が始まったことを伝え、申請の意思があるか否かを尋ねるためであった。申請を希望していなかった申立人に申請するよう働きかけたことはない。「裁判と一時金とは関係ない」という発言はしていない。

A記者から申立人への電話は、申請するか否かに関する申立人からの明確な返事がないままに終わった。しかし、その後、申立人からA記者の電話に着信があり、その時には電話に出られなかったA記者は、後に申立人に電話をかけ直した。すると、申立人は、A記者と電話で話した後に自分から北海道庁に電話で問い合わせをし、「裁判と一時金申請は関係ない」という回答を得たことをA記者に伝えるとともに、「Aさんはいつなら行ける？」と尋ねた。そのようなやりとりの結果、翌日の4月26日に一時金申請に行くことになり、A記者が同行取材をすることが決まった。

北海道庁での取材には事前申込が必要であるため、この申立人との電話の後にA記者が北海道庁に連絡したところ、担当者から翌日であれば10時30分からは都合が良いと言われ、また、申請のための必要書類等を伝えられたので、A記者からそれらの事項を申立人に伝達した。さらに、申立人がパソコンを所有していないことを知っていたA記者は、一時金申請の請求書を厚生労働省のホームページからダウンロードして印刷し、翌日の申請の日に申立人に渡した。

申請日には、移動中の車内でも申立人への取材を行いたかったので、A記者は、A記者が用意したタクシーに申立人を乗せ、申立人の自宅から北海道庁まで同乗した。

このように、書類の用意やタクシー同乗の事実などの申立人主張の事実はたしかにあったものの、申請する意思のなかった申立人の考えを変えさせるような働きかけはしていない。取材の範囲を超えた行為は無く、放送倫理上の問題はない。

### (3) 検討

#### ア はじめに

「報道は事実をまげないですること」(放送法第4条1項3号)

「ニュースは市民の知る権利へ奉仕するものであり、事実に基づいて報道し、公正でなければならない」(日本民間放送連盟放送基準第6章(32))

これらの法規や基準に示されているとおり、報道においては、事物の実相をあるがままの姿で伝えることが求められている。報道機関として報道したいと考える内容にあわせるように事実を歪めたり、ありもしない事実を作出したりするようなことがあってはならない。

本件に即して言えば、一時金支給法が成立・施行されたことにあわせて、初めての申請シーンを撮りたいという希望を報道機関が持ち、それにあわせて申請希望者・予定者を探す取材をしたとすれば、何ら問題はない。むしろ、取材活動の動機として、一定の取材意図や企画などが先行して存在することは、必要かつ自然な場合が多いであろう。

ただし、たとえば、当初の取材意図に固執するあまり、申立人に自己の意思に反して一時金申請を行わせるようA記者が働きかけた事情があれば、正当な取材活動を逸脱したものとして放送倫理上問題が生じる。また、その際、国家賠償請求訴訟との関連で一時金申請に伴う利害得失について訴訟弁護団の助言を受ける機会を申立人から奪うような言動がA記者にあったとすれば、そのような事情も放送倫理上の問題にかかわるだろう。なお、これらはあくまでも例であり、これらの事情がなければ放送倫理上問題にならないわけではない。

#### イ 本件における検討

先にも検討したとおり、本件放送では、悩みながらも一時金申請を行う申立人の姿が描かれており、少なくとも本件放送を視聴する限りでは、申立人が不本意ながら申請を行っているように見えるものではない。

しかしながら、申立人も主張するとおり、旧優生保護法の被害者の多くは同意によって優生手術をさせられたことが後に問題となっている。その点を踏まえると、本件において、放送内容から不本意とは窺えないことを根拠として、直ちに結論を

導くのは妥当ではないと考えられる。

そこで、本件放送に至る経緯、すなわち、申立人が一時金の申請を行うに至るまでの申立人とA記者とのやりとりの内容を検討することとするが、その点に関する申立人と札幌テレビの主張・説明は、鋭く対立している。実際のやりとりがどのようなものであったのかは、録音が残っているわけではなく認定が困難であるが、当委員会が申立人及び札幌テレビに対して行ったヒアリングの結果を踏まえると、おおむね次のようなやりとり、あるいは本件放送後の事情があったと認められる。

- 本件放送の前日である2019年4月25日にA記者から申立人に電話があり、申立人は一時金の申請に行くか否かを尋ねられた。その電話をもらうまで、申立人は、一時金の申請受付が始まったことを知らなかった。
- A記者からの電話が終わった後に、申立人は、自らの意思で北海道庁に電話をかけて質問し、裁判と一時金とは関係がないという説明を受けた（A記者から北海道庁に連絡を取るよう言われたために連絡をしたわけでもない）。北海道庁の担当者から、その説明を受けるまで、申立人は、弁護士に相談しないといけないと思っていたが、一時金申請は裁判とは関係ない、つまり、申立人の認識としては、一時金と弁護士とは関係がなく、弁護士に連絡をとる必要はないと考えた。
- その後、申立人の方からA記者に電話をかけた。そのときにはつながらなかったものの、申立人からの電話の着信に気づいたA記者からの折り返しの電話を受けて、申立人は、翌日にA記者とともに一時金の申請に行くことになった。
- 2019年5月になって、申立人は一時金申請を取り下げた。しかし、2020年2月になって、弁護団の協力の下、再び一時金を申請している。

これらの経緯に照らすと、申立人による一時金申請は、申請が時期的に可能になったことをA記者から伝えられたことを契機として行われたことがわかる。しかし、申立人は、A記者との電話での会話の後に自ら北海道庁に電話をかけ、同庁の担当者から一時金申請と裁判とは関係ないとの説明を受けている。つまり、申立人は、北海道庁という公的機関からの説明（しかも、その説明内容は法案審議過程における政府の国会答弁と一致する）を受けたことを理由として、一時金申請をする意思を抱いたと考えられる（申立人に対するヒアリング結果も、そのような判断を基礎づけるものであった）。この過程において、A記者が、申立人が弁護団に相談することを妨げるような言動をしたなども認められない。また、2019年4月25日に、申立人がA記者とともに翌日申請に行くことが決まったのは、申立人の方からA記者に電話をかけたことを契機にしている。

したがって、これらの事実経過に照らすならば、本件において、申立人の意思に

反して一時金申請を行わせるようA記者が働きかけて翻意させたとか、あるいは国家賠償請求訴訟との関連で一時金申請に伴う利害得失について訴訟弁護団から助言を受ける機会を奪うような言動がA記者にあったとは認められないし、それ以外にも事実を歪めたり、ありもしない事実を作出したと評価すべき行き過ぎた取材があったとまでは言えないと当委員会は判断する。

加えて、申立人は、本件放送によって報じられた一時金申請の後、同年5月に申請を一旦取り下げたものの、2020年2月には、弁護団の助けを借りて再び申請をしている。この点は、申立人が、基本的には一時金申請をしたい意向を持っていること、つまり、申立人が、外部からの働きかけを原因として申請の意向を有するに至ったわけではないことを示していると考えられる。むろん、申立人（弁護団）の立場からすれば、2019年5月の時点では十分な資料が揃っていなかったから申請を取り下げ、その後資料が整ったので再申請をしたに過ぎず、後に申請をしながら、かつての申請を問題視する申立人の行動に矛盾はないし、本件放送が取り上げた時点における申請が申立人に不利益に働く可能性があったことに変わりはないと説明することになると思われる。

申請にあたって申立人が準備した資料の詳細については本決定で立ち入らないが、たしかに、2020年2月の再申請時には申立人は弁護団の助けを借りて資料を補強していたことは窺われるものの、本件放送が対象とした2019年4月時点での申請は申立人に不利益に働く可能性があったか否かは当委員会が判断できる事項ではない。ただし、仮に不利益に働く可能性があったとしても、すでに検討したとおり、申立人が申請する意思を抱くに至ったのは札幌テレビの働きかけの結果とは認められない以上、そのことは委員会の上記判断を左右するものではない。

なお、既述のように、A記者は一時金申請のための必要書類等を北海道庁に問い合わせ申立人に伝え、申請の請求書を厚生労働省のホームページからダウンロードして印刷し、翌日の申請の日に申立人に渡した。申請日には、用意したタクシーに申立人を乗せ、申立人の自宅から北海道庁まで同乗した。こうした取材過程は、あくまでも申立人が、北海道庁からの説明を受けた結果、一時金申請をする意思を抱いた後の事情と認められるので、放送倫理上の問題があるとまでは言えないと委員会は判断した。

#### (4) 小括

以上検討したとおり、本件において行き過ぎた取材などはなかったと考えられ、放送倫理上の問題も認められない。

### Ⅲ 結論

以上のとおり、委員会は、本件番組に人権侵害の問題はなく、放送倫理上の問題も認められないと判断する。

なお、本決定には、以下の補足意見がある。

#### (補足意見)

取材対象者の心情に共感し、その行動に寄り添いながら取材を行うことは、アプローチの方法として当然ありうるものであり、そのことにより報道の内容が深みを増すこともある。他方で、取材対象者が自ら選択し、行動するべきことがらに取材者の側がどこまで関与するか、取材対象者との距離をどの程度保ち、取材対象者の判断・歩みを尊重するかも、報道する側において考慮するべきことであると考える。

本件では、A記者からの、申請受付が始まったが申立人は申請を行うかという問い合わせを契機に申立人は申請受付の開始を知ったのであるが、A記者は、道庁の担当者がA記者に説明した申請にあたって必要な添付書類等の内容を申立人に伝え、申請書をプリントアウトして申立人に渡し、用意したタクシーに申立人と同乗して申請に向かうなどしており、申立人自ら、あるいは支援者、代理人等が行うべきことの一部を代わって行っているといえる。このこともあって、申立人が申請開始を知って申請を決断した翌日に、申立人は申請を行うこととなった。一時金の申請という、申立人にも周囲にも大きな影響を与えることがらに関する援助であったこと、後日、申立人は申請取下げを行い、再申請にあたって弁護団の援助を得ていることを考え合わせると、本件での取材の一連の流れは、取材対象者との関わりにおいて踏み込み過ぎたと評価されかねない部分があった。

決定の理由中にあるとおり、申立人は申請を行うことを自らの判断で決めたこと、A記者が、その翌日に申請を行うよう強く働きかけたとまでは認められないことを考慮すると、私たちも、被申立人に放送倫理上の問題があるとは考えないが、上記の点は、取材にあたっての取材対象者との関係を考える契機となるものと考えてるのであえて補足する。

(市川正司、曾我部真裕、廣田智子)

## IV 放送概要

被申立人が提出したDVDなどによる本件放送の概要は以下のとおり。

映像	音声
<p>スタジオ</p> <p>○アナウンサー (タイトル) 優生保護救済法 被害者男性 複雑な思い抱え</p>	<p>N a) 旧優生保護法に基づいて 不妊手術を受けた被害者への一時金支給について 札幌市の被害者が手続きを済ませましたが 複雑な思いです</p>
<p>VTR</p> <p>終始右肩に『金で済む問題ではない』 被害者複雑な思い」とスーパー がはいる</p> <p>○自宅 文字を書くBさん T) 強制不妊手術された Bさん(放送では実名)</p> <p>○請求書を書く手元</p> <p>○Bさん</p>	<p>N a) 19歳の時に強制不妊手術を受けさせられた として国を訴えている札幌市のBさん、 きょう救済法に基づく 一時金支給の書類に記入していました。 「裁判で続けていきたいけどこれはこれでね やっぱり区切りをつけてね、ひとつずつやってか ないと」</p>
<p>○国会議決の場面</p> <p>T) 参議院本会議 おととい T) 旧優生保護法救済法 T) 一時金320万円</p>	<p>N a) 旧優生保護法に基づいた強制不妊手術の被害 者を救済する法律が、おととい成立、施行されま した。 被害者には一時金320万円が支払われることにな っています</p>
<p>○北海道庁 外観</p> <p>車いすに乗るBさん T) 道庁 午前10時すぎ</p> <p>○道庁内部</p> <p>車いすで移動し、室内に入る T) 一時金の請求 請求書・医師の診断書など提出 T) 一時金の請求 厚労省(認定審査会)→支給の対象か 審査</p>	<p>N a) Bさんはきょう、 窓口となっている道庁を訪ねました</p> <p>N a) 道には請求書のほか、医師の診断書などを提 出、厚労省に送られ、支給の対象かどうか審査 されます しかし請求書には、手術を受けた当時の状況を 記さなくてはならず、Bさんにとってはつらい時 間となりました</p>



<p>○「相談中です」の札アップ</p> <p>○Bさん</p> <p>T) 強制不妊手術された Bさん</p>	<p>(Bさんの声)</p> <p>「なんかシュンとなっちゃってね、やっぱり」</p> <p>「思い出して」</p> <p>Q「当時のこと思い出します？」</p> <p>「こういうこと、やっぱりお金で済む問題じゃないなと思うけど、仕方ないなど」</p>
<p>T) 相談支援センター 道庁</p> <p>T) 旧優生保護法に関する相談支援センター (電話番号)</p> <p>土日祝 年末年始除く</p>	<p>N a) 道には一時金の請求を受け付ける専用電話を設置。今日までに22件の問い合わせがあったということです</p>
<p>インタビュー</p> <p>T) 道 保健福祉部 職員 (放送では実名)</p>	<p>職員)</p> <p>「ご本人やご家族が大変つらい思いをされたということは、北海道としても大変重く受け止めているとこの法律をもとに一時金を、少なくとも多くの方にお届けできるように最大限努力をしていきたいと」</p>
<p>○国会 議決の画面</p> <p>T) 報告</p> <p>A記者 (放送では実名)</p>	<p>N a) お金を払って幕引きをはかろうという国。しかし、被害を受けた人たちは国による謝罪を求めています</p>

## V 申立人の主張と被申立人の答弁

	申立人	被申立人
一時金申請の経緯について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆申立人は一時金申請を希望していなかったが、記者によって申請するよう働きかけられた。</li> <li>◆記者からの電話がなければ申立人は一時金の申請をしなかった。</li> <li>◆記者が一時金申請に必要な診断書や通帳の準備を指示した上、請求書等を記入させた。</li> <li>◆道庁関係者からの内容を「伝達」として被申立人は主張するが、「伝達」ではなく、「指示」である。</li> <li>◆記者の働きかけは取材の名を借りて、自身の意図する行動を申立人に取らせた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一時金申請手続きが始まったことを知った記者は、申立人に対して申請するかどうかを問い合わせた。その後申立人は自らの意思で申請することを決め、記者の同行取材を受諾している。</li> <li>◆取材については、申立人が記者の都合を聞いた上で申請の日時を決めた。</li> <li>◆申立人に一時金の申請が始まったことを伝えたのは記者だが、道庁への問い合わせは申立人が行った。</li> <li>◆持参する書類について申立人から記者が尋ねられた。記者が道庁の担当者に確認し、道庁関係者の依頼により申立人に伝達した。</li> <li>◆一時金申請の請求書は記者がダウンロードして印刷した。本人の承諾を受けた上で住所・氏名等を書いているところを自宅で撮影した。</li> <li>◆記者が申立人に申請を働きかけたり指示をする立場にはない。</li> </ul>
弁護団との関係について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆記者は代理人の弁護士に申請を取材することを伝えなかった。</li> <li>◆記者は裁判と一時金申請は無関係と述べて、申立人に弁護団の法的助言を得る機会を与えなかった。</li> <li>◆弁護団の援助を受ける機会を与えずに一時金を申請させることによって、一時金申請が棄却されるおそれがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆申立人から記者に対して「弁護団への報告は必要ないか」という問いかけはなかった。</li> <li>◆「裁判と一時金申請は無関係」ということは、申立人は道庁関係者から直接聞いている。</li> <li>◆申立人は、「年齢的なこともあり、一時金を請求して、裁判は裁判で続けていく」と自ら語った。</li> <li>◆記者が「裁判と一時金申請は無関係」と発言したことはない。</li> <li>◆記者が弁護団の援助を妨げたことはない。</li> <li>◆法律成立については、弁護団が申立人に説明</li> </ul>

	<p>◆明示的ではなくても、記者は訴訟と一時金申請は無関係だという虚偽の事実を申立人に伝えた。</p> <p>◆記者は、一時金の申請が訴訟に影響があることを認識していたはずである。</p>	<p>すべき問題だった。</p> <p>◆一時金を申請することが、訴訟に影響を与えることは考えにくい。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>◆北海道で初めての申請者として報道され、一時金支給法の内容について疑問を呈していた申立人の名誉、信用が毀損された</p> <p>◆申立人は、記者の働きかけで一時金を申請したことで、一時金申請に正当性を与えてしまい、被害者救済に悪影響を与えたのではないかと悔やむなど精神的被害を受けた。</p> <p>◆被申立人には、本件取材の事実経過に関する認識を明らかにすることと、謝罪と放送内容の訂正を求める</p>	<p>◆担当記者と申立人には、実名での取材にも応じてもらえるほどの信頼関係があり、道庁での一時金申請の際も取材に応じてもらえた。</p> <p>◆報道の内容は正確かつ公正で、取材手続きも適正であった。</p> <p>◆今後も当事者間での話し合いを続ける意思があるが、申立人代理人は非を認めない限り話し合いをしないとしている。</p> <p>◆一時金の申請は申立人本人の意思によるもので、誘導はしておらず、放送倫理違反には当たらない。</p>

## VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2019年 4月26日	札幌テレビが当該ニュースを放送
6月19日	申立人がBPOに申立書を送付
11月 5日	申立人がBPOに意見書を提出
12月17日	第276回委員会、審理入りを決定
2020年 1月 6日	札幌テレビが答弁書を提出
1月21日	第277回人権委員会
1月23日	申立人が反論書を提出
2月 4日	札幌テレビが再答弁書を提出
2月18日	第278回人権委員会 ヒアリングを行うことを確認
3月17日	第279回人権委員会
5月19日	第280回人権委員会 論点と質問項目を決定
6月16日	第281回人権委員会
7月21日	第282回人権委員会 ヒアリングを8月に行うことを確認
8月18日	第283回人権委員会 ヒアリングと審理（北海道で実施）
9月 3日	起草委員会
9月15日	第284回人権委員会 「委員会決定案」について意見交換
10月20日	第285回人権委員会 「委員会決定案」了承
11月16日	「委員会決定」通知と公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]  
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	奥	武	則
委員長代行	市	川	正司
委員長代行	曾我部	真	裕
委員	紙	谷	雅子
委員	城	戸	真亜子
委員	國	森	康弘
委員	二	関	辰郎
委員	廣	田	智子
委員	松	田	美佐
委員	水	野	剛也